

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 満3歳以上満4歳に満たない幼児にあってはおおむね20人の幼児につき1人以上、満4歳以上の幼児にあってはおおむね30人の幼児につき1人以上であること。</p> <p>(2) 施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>
2 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）以上は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者</p> <p>(2) 保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者</p> <p>(3) 集団活動を利用する1日当たりの幼児の数が5人以下の施設等にあっては、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長、同法第252条の22第1項に規定する中核市の長若しくは児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。</p>
3 設備	<p>設備を有する場合には、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限り、自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理及び保存をする機能を有する設備とする。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p>

	(3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4 非常災害 に対する措 置	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準の内容とする。 (1) 建物がある場合 次のいずれにも該当すること。 ア 消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備が設けられていること。 イ 非常災害に対する具体的計画を策定し、定期的な訓練を実施すること。 ウ 集団活動室を次に掲げる階に置く場合には、当該建物は、それぞれ次に定める建築物とすること。 ㉞ 2階 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（以下「耐火建築物」という。）又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物 ㉟ 3階以上の階 耐火建築物 (2) 建物がない場合 活動の実態に応じて、一時的に避難可能なスペースの確保その他必要な対策をとること。
5 集団活動 内容	次のいずれにも該当すること。 (1) 幼児それぞれの心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6 給食	給食を提供する場合には、幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。
7 健康管理 及び安全確 保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うために必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8 利用者へ の情報提供	活動の内容について、利用者に対し、書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。

9 帳簿	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備すること。
10 会計処理	<p>次に掲げる事項により、事業実施主体によって適切な会計処理が確認可能であること。</p> <p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるよう、必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>